

令和4年度 さっぽろ新規創業促進補助金募集要項

1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響下における新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額の軽減を受けた方に対し、市独自の支援として残りの半額相当額及び定款認証手数料相当額を補助します。

2 補助対象者

補助対象者は、以下のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、令和4年4月1日以降に新たに会社を設立した者であること。
※会社の設立日から起算して60日以内、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までにさっぽろ新規創業促進補助金の申請が必要になります。
- (2) 札幌市より特定創業支援等事業の証明を受け、登録免許税軽減を受けていること。
- (3) 札幌市内に登記上の本店所在地を置いていること。
- (4) 新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- (5) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある者でないこと。
- (6) 本市の市税を滞納していないこと、又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象であること。

3 補助額

- (1) 株式会社の場合：一律175,000円
(登録免許税75,000円＋定款認証手数料相当分100,000円)
- (2) 合同、合名、合資会社の場合：一律80,000円
(登録免許税30,000円＋定款認証手数料相当分50,000円)

4 申請に必要な書類

1. さっぽろ新規創業促進補助金交付申請書兼同意書（様式1）
2. 役員名簿（様式2）
3. 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し・・・法務局にて発行
4. 登録免許税の支出を証する書類の写し・・・領収書の写し等
5. 口座振込依頼書

※審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

5 申請手続

(1) 受付期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)(必着)

(2) 申請書類の提出方法

郵送にて申請を受け付けます。

会社の設立日(登録事項証明書における「会社成立の年月日」)から起算して60日以内、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、さっぽろ新規創業促進補助金交付申請書兼同意書(様式1)及び関係書類を提出してください。

※封筒には差出人の住所及び申請者名を明記してください。

※レターパックや簡易書留等郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。

【提出先】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課
(さっぽろ新規創業促進補助金担当) 宛

6 補助金の交付時期

補助金の交付時期については、ご提出して頂いた月の翌月の中旬を予定しています。

※書類不備等により支出が遅れる場合があります。

7 その他

- (1) 補助金交付決定後でも、申請内容に虚偽があった場合等は、補助金の交付決定が取り消されることがあります。また、交付決定を取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部を返還して頂きます。
- (2) ご提出いただいた申請書類一式は返却しません。
- (3) さっぽろ新規創業促進補助金を受けた方には、年1回程度メール等にてアンケートを行う場合があります。ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。
- (4) 予算に限りがあるため、申請状況によっては、募集期間内でも終了する場合があります (先着順)。

○さっぽろ新規創業促進補助金のお申込み・お問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課

TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130

URL: <https://www.city.sapporo.jp/keizai/center/sinkisougyouhojyo.html>



SAPPORO